

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪</p> <p>三十三～四十八（略）</p> <p>四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一号第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>五十～五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪（ ）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二～四十七（略）</p> <p>四十八～五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪</p> <p>三十三～四十八（略）</p> <p>四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>五十～五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪（ ）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二～四十七（略）</p> <p>四十八～五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪</p> <p>三十三～四十八（略）</p> <p>四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>五十～五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪（ ）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百四十一条（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二～四十七（略）</p> <p>四十八～五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪</p> <p>三十三～四十八（略）</p> <p>四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>五十～五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪（ ）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二～四十七（略）</p> <p>四十八～五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪</p> <p>三十三～四十八（略）</p> <p>四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一号第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>五十～五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪（ ）</p> <p>五十七（略）</p> <p>五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二～四十七（略）</p> <p>四十八～五十三（略）</p> <p>五十四（略）</p>

（ ） 平成二十四年十月三十日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）の前日までの間は、これらの号中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。